

ESG 投資の社会的意義と今後の課題¹⁾



法政大学大学院政策創造研究科教授 小方 信幸

～要旨～

本稿の目的は、わが国における ESG 投資の現状と課題を踏まえ、ESG 投資の持続的成長策を提言することである。ESG 投資は、企業の持続的成長と長期投資による高いリターンの実現を通じて、社会の持続可能性を高める点に社会的価値があると考え。その考えは、100 年以上の歴史のなかで欧米 ESG 投資家が醸成してきた、キリスト教倫理のステewardシップを基盤とする「企業と社会の変革」という投資哲学そのものと考え。一方、わが国の ESG 投資は 2015 年に政府主導で誕生し急成長を遂げた。投資哲学が未醸成の状態 ESG 投資を開始した、わが国の機関投資家には不安を感じる。歴史の溝は埋められないものの、ESG 投資教育による ESG 投資の投資哲学を醸成することは可能であると考え。機関投資家に対する ESG 投資教育と高校・大学における ESG 投資教育の継続的実施が、わが国の ESG 投資を持続的に成長させ、社会の持続可能性を高める最善策であると考え。

1 はじめに

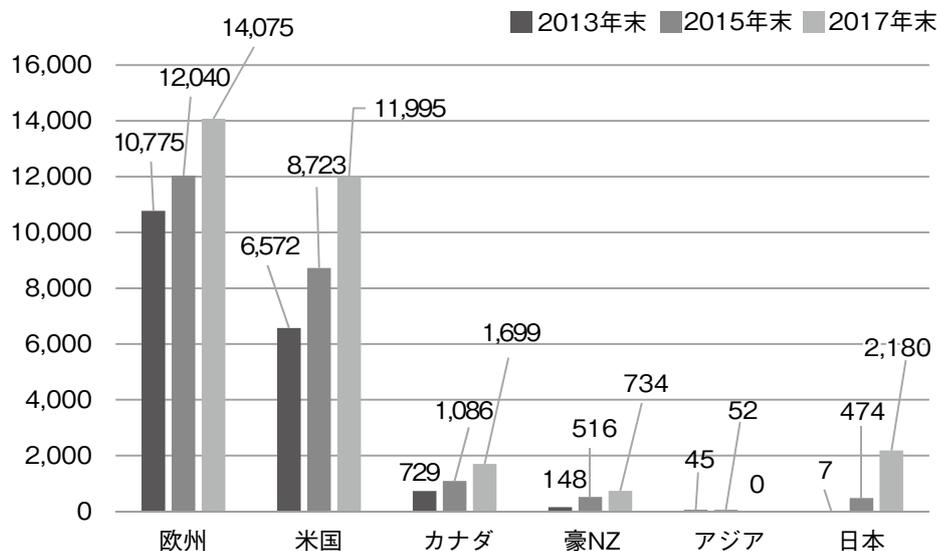
近年、わが国では ESG 投資が注目されている。ESG 投資について一般的な言い方をすれば、「環境 (Environment, E)、社会 (Social, S)、ガバナンス (Governance, G) の ESG 要因を投資の意思決定の際に考慮し、企業の持続的成長と長期運用のパフォーマンス向上を図る投資」といえよう。

具体的な ESG 要因を上げると、環境要因は気候変動や生物多様性などで、社会要因は発展途上国での労働・人権問題からダイバーシティなどと幅広く、ガバナンスはコーポレートガバナンスの問題である。このような ESG 要因に対し、機関投資家と企業が自らの課題と捉え協働して解決することが求められている。そのために、

機関投資家と企業は ESG 投資に理解を深めることが不可欠であり、国民一人一人も ESG リテラシーを身に付ける必要があると考える。

つぎに、世界の ESG 投資市場を概観すると、図²⁾が示すように欧米を中心に発展している。特に、欧州の ESG 投資市場の成長は著しく、入手可能な最新のデータである、2017 年 12 月末時点の残高は 14 兆 750 億ユーロ (1,885 兆円³⁾) に達している。わが国においても 2015 年 9 月に世界最大の年金基金である年金積立金管理運用独立行政法人 (Government Pension Investment Fund, GPIF) が国際連合の責任投資原則 (Principle for Responsible Investment, UNPRI) への署名を表明して以来、ESG 投資市場は急速に成長している。

図1 国・地域別 ESG 投資残高 (US \$ Billion)



(注) GSIA (2018) page 8 figure1 を参考に作成

わが国の ESG 投資は、欧米とは異なり政府主導で誕生したものの、市場規模だけではなく、機関投資家と企業の ESG 投資に対する取り組みと意識は着実に進歩している。ESG 投資は、機関投資家と企業との建設的な対話により、企業の持続的成長と長期投資による高いリターンを実現し、最終的に社会の持続可能性を高めるといえる。筆者はこの点に ESG 投資の社会的意義があると考ええる。

したがって、わが国における ESG 投資を持続的に成長させる方策を真剣に考える必要がある。その際、100 年以上の歴史があり、キリスト教倫理を基盤とする欧米社会で生まれた、ESG 投資の前身である倫理的投資 (Ethical Investment) と社会的責任投資 (Socially Responsible Investment, SRI) の歴史を学ぶことにより、示唆が得られると考える。

2 欧米の SRI・ESG 投資の歴史

(1) ESG 投資の起源と萌芽の時代

ESG 投資の起源は英国のキリスト教プロテ

スタント教会という説がある。有力な説としては、17 世紀英国のクウェーカー創始者ジョージ・フォックスの戦争と暴力を排除する規範、或いは 18 世紀英国のメソジスト創始者ジョン・ウェスレーの 1760 年の説教集に収められている、「金銭の使い方」(The Use of Money)といわれている (Kreander et al., 2003)。筆者は、ESG 投資の起源として、マックス・ヴェーバーが『プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神』のなかで引用するなど、現在の欧米社会に大きな影響を与えている「金銭の使い方」が SRI・ESG 投資の起源であると考ええる。

ジョン・ウェスレーは「金銭の使い方」のなかで、お金は「大いに獲得し、大いに節約し、大いに捧げなさい “Gain all you can. Save all you can. Give all you can.” という 3つの原則を示した。正直な勤労で時間を惜しんで全力のできる限り稼ぎ、贅沢を慎みできる限り蓄え、自分と身内に必要なものを除き、残ったお金はできる限り貧しい人々に与えることを説いている。これは、神は人間を財産の所有者ではなく管理者

(Steward)として創られた、という聖書の原理の一つである (Wesley, 1760)。

ウェスレーは「できる限り稼ぎなさい」の大前提として、隣人の精神と身体を損なうことで稼いではならないと戒めている。具体的には、ギャンブルとアルコール（火のつくアルコール濃度の高い「火酒」）である (Wesley, 1760)。

ウェスレーの酒、ギャンブルの禁止とクウェーカーの戦争と暴力を排除する規範に基づく、キリスト教倫理に反する産業や企業を投資対象から排除する考えは、現在のESG投資の手法であるネガティブ・スクリーニングに受け継がれている。しかし、ウェスレーが説いたのは金銭の稼ぎ方ではなく、将に「金銭の使い方」である。筆者は、21世紀のESG投資家は、ウェスレーが貧困者救済として説いた「スチュワードシップ (Stewardship, 管理者精神)」こそ、重く受け取るべきメッセージであると考えます。

2000年、英国におけるSRI拡大の契機となった年金法改正に際して、当時の年金担当大臣スティーブン・ティムス (Stephen Timms) はスピーチのなかで、ウェスレーの「金銭の使い方」におけるスチュワードシップの重要性を強調した。「金銭の使い方」はウェスレーの時代の人々よりも、子供や孫達に残す環境の管理者でありながら、環境破壊を始めたわれわれの世代の心により強く響くであろう」と述べている (Sparkes, 2002, pp.46-47)。

(2) 倫理的投資の時代

20世紀初頭、英米のキリスト教会が倫理的基準で株式投資を開始した。その投資は聖書の原理に反する酒、タバコ、ギャンブル関連企業を排除するものであった (Kreander et al., 2003)。

1919年から1933年までの米国では禁酒法が施行されていた。禁酒法は、厳格なピューリタ

ンの信仰を受け継ぐ法律であった。ピューリタンの思想は、合衆国独立以前から当時まで全米で大きな影響をもっていた。また、当時はギャンブルも全米で禁止されていた時代であった。そのような時代を背景に、1928年に酒とギャンブルに関連した企業を投資対象から排除するThe Pioneer Fundが設定された。同ファンドは世界初の公募SRIファンドながら、規模は小さく、翌年の大恐慌の影響もあり、社会的影響は限定的であった (Sparkes, 2002, p.48)。1960年代までのSRIはキリスト教教会が中心的存在であった。

(3) SRI・ESG投資の原型形成期

1960年代の米国では、公民権、女性の権利、消費者運動、ベトナム戦争反対、環境保護などの社会運動、政治活動が活発に展開された。そして、1960年代に企業に社会的責任を求める株主行動⁴⁾が起こり、1970年代には公募SRIファンドの本格的な設定がみられた (Sparkes, 2002, pp.48-51)。

米国では、1971年に合同メソジスト教会の2人の牧師が、信徒の要望に応えベトナム反戦と軍需産業への投資回避をテーマとした、“The Pax World Fund”の設定に主導的役割を果たした。1980年代に入るとSRI投資家の重大な関心事は、南アフリカ共和国政府（以下、南アフリカ）のアパルトヘイト政策となった。米国では、南アフリカで事業展開をする企業を排除し、反アパルトヘイトを目的とするSRIファンドが数多く設定された (Sparkes, 2002, p.91)。

また、米国ではキリスト教教会、大学、年金基金などの投資家が、南アフリカで事業を展開する企業の株式を売却する資本引揚 (Divestment) を強めた。1985年、これらの資本引揚により、南アフリカは対外債務不履行を引き起こした。

これを契機に、欧米の主要金融機関はSRIの存在を強く認識するようになった（Sparkes, 2002, p.56）。英国においても、キリスト教諸教会による南アフリカ関連企業に対する株主行動が活発化し、南アフリカ関連企業の株式を売却する動きもみられた（Sparkes, 2002, p.55）。

1970-80年代は、SRIファンドが数多く設定され、株主行動が活発に行われるようになり、現在のESG投資の原型を形成した時代であった。

(4) SRI 拡大期

1990年代は、地球環境、人権、労働などが世界的に社会問題化した時代である。そのような流れのなかで、2000年に国際連合は多国籍企業の行動規範として環境、労働、人権の3分野9原則、のちに腐敗防止が加わり4分野10原則の、国連グローバル・コンパクトを制定した。

1990年代以降、欧州各国政府はSRIを政策として取り入れた。そのなかで特に注目すべきは、機関投資家がSRIに参入する契機となった2000年施行の英国年金法改正である。

英国年金法改正では、年金基金のすべての運用責任者に対し、投資の意思決定における投資対象企業の社会、環境、倫理の側面の考慮というSRIとしての運用方針と、議決権行使方針について、その有無も含めた情報開示を義務付けた。これは、年金基金にSRIを義務付けたものではなく、SRIの実施を強制したものではない（Sparkes, 2002, p.6）。しかし、英国年金法改正は、世界で初めて、年金基金に対して運用方針に社会および環境要因を考慮することを求めた点で画期的であった（Sparkes, 2002, p.4）。

英国では年金法改正を契機に、表1が示すように、SRIの中心は教会から年金基金、保険会社などの機関投資家に移った（Sparkes, 2002, pp.348-349）。

表1 年金法改正前後のSRI残高

	(Stg £ Billion)		
	1997	1999	2001
教会資金	12.5	14.0	13.0
ユニット・トラスト	2.2	3.1	3.5
慈善団体	8.0	10.0	25.0
年金基金	0.0	25.0	80.0
保険会社	0.0	0.0	103.0
合計	22.7	52.2	224.5

(出所) Sparkes (2002), p.348, Table 13.2

英国年金法改正後に、同様の法律がドイツとスウェーデンで成立し、欧州委員会もSRIの開示について検討を始めた（Sparkes, 2002, p.5）。英国年金法改正は、欧州SRI市場に機関投資家が参入する契機となったといえよう。

このように画期的であった英国年金法改正も、成立までは必ずしも平坦な道ではなかった。特に、全英年金基金協会（The National Association of Pension Funds, NAPF⁵⁾）による反発が大きな障害であった。NAPFは、SRI導入に伴う管理コストの上昇を理由に、年金法改正の政府案に反対を表明した。その結果、年金法改正を巡る議論と政治的緊張が高まった。しかし、超党派議員団が、SRIの議論と推進活動を展開し、年金法改正は議会で可決された（Sparkes, 2002, pp.10-11）。

筆者は、英国年金法改正を巡る激しい議論が政府に加え、年金基金にもSRIの投資哲学を浸透させたと考える。このような議論の重要性は、わが国のESG投資の持続可能性を考える際の大きな教訓といえよう。

(5) ESG投資の時代

2006年、国際連合はUN-PRIを公表した。国連は、持続可能性に関する問題の解決に、グローバル・コンパクトを通じて企業の参画を期待した。それと同様に、UN-PRIは社会課題の解決

に機関投資家の資金力に期待したといえる。国連は、長期間にわたり健全かつ安定的な市場を維持するには、投資家が ESG 要因を投資の意思決定の際に考慮する必要があると考えた。そこで、PRI は、機関投資家に対し、ESG 要因はポートフォリオに影響する可能性がある、つまり、ESG 要因にはリスク・リターンの問題が存在するから、機関投資家は受託者として ESG 要因に配慮する必要があると主張した(小崎・高林, 2011, p.9)。そして、国連は機関投資家に 6 原則を提唱し、UN-PRI への賛同と署名を求めた⁶⁾。

その結果、欧州と米国の ESG 投資市場残高は急速に増加した。特に、欧州の ESG 投資は著しい成長を遂げた。欧州の NPO 法人である European Sustainable Investment Forum (eurosif) は、欧州の ESG 投資市場残高について、2005 年末の 1 兆ユーロから 2007 年末に 2 兆 7 千億ユーロに増加し、2008 年のリーマンショックの翌年、2009 年末には 5 兆ユーロに達したと報告している。さらに、欧州の ESG 投資残高は 2011 年末に 6 兆 8 千億ユーロに達し、2013 年末以降は米ドル表記ながら図 1 が示すように著しい拡大を続けている⁷⁾。

このように PRI は資産運用市場に大きなインパクトを与えた。そして、その原動力となったのは、PRI の 6 原則のうち原則 1 と原則 2 であると考えられる。原則 1 は ESG 要因を投資の意思決定の際に系統的に組み入れる投資手法であるインテグレーションを指し、原則 2 は ESG 投資家が企業経営者に ESG 要因の改善を働き掛けるエンゲージメントを指すといえる。そして、PRI はインテグレーションとエンゲージメントによる経済的なリターンを唯一の目標とする責任投資を求めている。PRI の 2 つの原則と ESG 要因にはリスク・リターンがあるという主張が、機関投資家を動かしたといえよう。

(6) 欧米 SRI・ESG 投資の歴史のまとめ

20 世紀初頭に英米キリスト教教会で始まった倫理的投資は、1970-80 年代の市民運動との連携により規模を拡大し、現在の ESG 投資の原型を形成した。2000 年の英国年金法改正を機に英国の SRI 市場に機関投資家が参入し、その他の欧州 SRI 市場でも同様に機関投資家の参入がみられた。そして、2006 年の UN-PRI 制定が今日の ESG 投資の隆盛を牽引した。

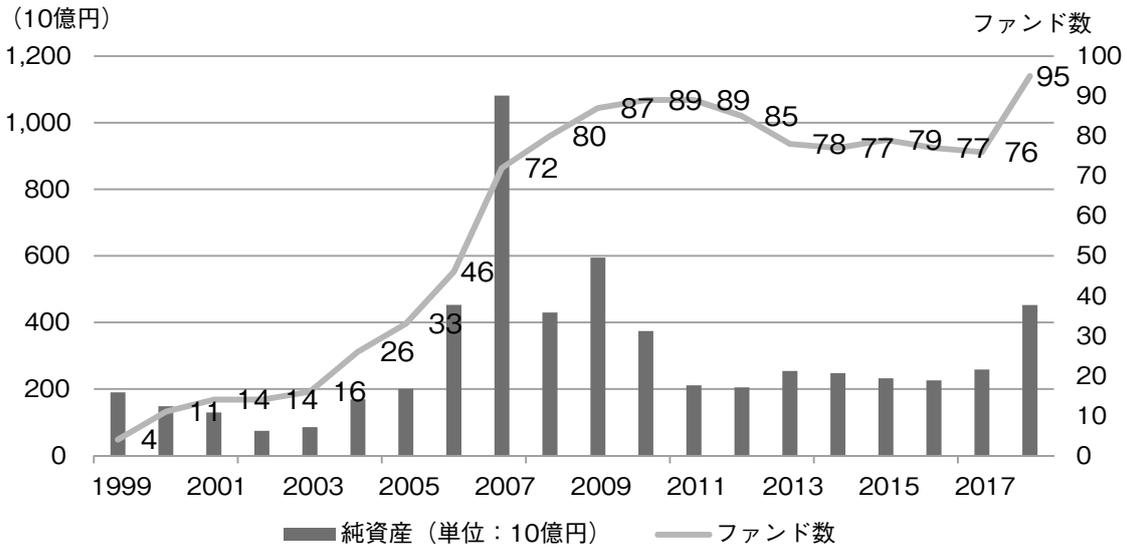
ESG 投資の前身であるキリスト教教会の倫理的投資について、Kreander et al.(2003) は、聖なる信仰の場である教会が最も世俗的といえる株式投資を始めた理由⁸⁾ は、企業行動と社会的正義の向上にあるとみている(Kreander et al., 2003, p.23)。筆者は、Kreander et al.(2003) の見解から、キリスト教教会の倫理的投資には、聖書の原理の一つであるスチュワードシップに基づく「企業と社会の変革」という投資哲学が備わっていたと考える。そして、欧米では倫理的投資、SRI、ESG 投資と外見は変わっても、それらの根底には企業と社会の変革という投資哲学が一貫して流れていると考える。

3 わが国の ESG 投資市場の現状

(1) SRI ファンド中心の時代

1999 年にわが国で最初の SRI ファンドが設定された。2015 年 9 月に GPIF が PRI 署名を表明するまでは、個人を対象とした SRI ファンドの時代であった。図 2 が示すように、2000 年代半ばまでは SRI ファンドの残高と件数は順調に伸びていた。しかし、2008 年のリーマンショックを機に残高は大きく落ち込んだ。2012 年末から株式市況が回復したにもかかわらず、SRI ファンドの残高とファンド数が減少した。わが国の SRI ファンドは一過性のブームで終わったようにみえる。2015 年までのわが国の SRI 市場は、

図2 わが国のSRIファンドの残高とファンド数



(出所) JSIFのウェブサイト (<http://japansif.com/1806sridata.pdf>) を参考に筆者作成。
 (注) 各年末時点の残高とファンド数を示す。

個人中心のSRIファンドと一部の機関投資家⁹⁾の参入に留まる極めて小さな市場であった。

(2) 急成長したESG投資市場

わが国のESG投資は2014年に萌芽がみられるといえよう。2014年2月、金融庁は、英国のステewardシップ・コードを参考に、日本版ステewardシップ・コード(SSコード)¹⁰⁾を制定した。SSコードは、機関投資家が経営者との建設的な目的を持った対話(エンゲージメント)を通じてステewardシップ責任を果たし、企業の中長期的な企業価値の創造及び持続的成長を促すことを目的としている。

続いて、同年8月に経済産業省は「伊藤レポート」¹¹⁾を公表した。伊藤レポートでは、日本の資本市場ではショートターミズムが顕在化しており、持続的成長に必要な長期的なイノベーションに向けた投資が困難になっていることを指摘した。投資家がエンゲージメントを通じて企業に長期的イノベーションを促し、日本経済の成長につなげるべきであると提言している。

翌2015年6月に、東京証券取引所は上場企業に対するコーポレートガバナンス・コード(CGコード)を制定し、株主の利益を重視した経営が行えるガバナンスストラクチャーの構築を促している¹²⁾。

このように、2014年から2015年に掛けて、政府主導で投資家と企業の建設的対話に基づく健全な投資社会に向けた方向性が示され、わが国においてもESG投資の環境が整備されたといえよう。

そして、先に述べたように、2015年9月にGPIFがUN-PRIへの署名を表明したことより、わが国のESG投資は大きく動き始めた。GPIFの資産運用を受託する資産運用会社は、ESG投資の取り組みが求められるようになった。その結果、日本サステナブル投資フォーラム(JSIF)の調査によれば、日本のサステナブル投資残高(ESG投資残高)は2015年末の26兆7千億円から2019年末には336兆円に達した。4年間で12倍以上増加したことになる。2019年末の残高は、図1で示した2017年末の残高を2年間で100兆

円ほど上回っている。このように、わが国の ESG 投資市場は驚異的な成長を遂げたといえよう。

4 わが国の ESG 投資の課題と展望

(1) わが国における ESG 投資の課題

わが国で最初の SRI は、証券会社主導で誕生した SRI ファンドである。わが国の資産運用会社が参考にした欧米の SRI ファンドは、キリスト教倫理に基づく倫理的投資から始まり、ベトナム戦争や南アフリカのアパルトヘイト政策など社会的問題の解決に取り組んだ歴史がある。ところが、わが国の SRI ファンドは、そのようなプロセスを経ず、完成した SRI ファンドの形だけを取り入れたようにみえる。したがって、わが国の SRI ファンドは、投資による企業と社会の変革という SRI の投資哲学が醸成されていない状態で、新しい投資商品としての話題性と投資の収益期待が先行して導入されたと考える。

わが国の ESG 投資は急成長した。しかし、今後、ESG 投資を持続的に推進するためには、SRI ファンド低迷の原因の一つと考えられる投資哲学の未醸成を踏まえ、ESG 投資の質を向上させる必要があると考える。

(2) ESG 投資教育の提言

まず、年金基金および資産運用会社を対象とした、ESG 投資の体制整備が必要であると考えられる。世界最大の公的年金基金といわれる GPIF の職員数は 146 名¹³⁾ である。UN-PRI 署名時には 100 名程度の職員数であったので、50 名近く増員している。一方、積極的に ESG 投資を推進してきたカリフォルニア州退職職員年金基金 (CalPERS) の資産運用部門の職員数は、入手可能なデータは少々古いものの、2016 年 6 月末時点で 375 人¹⁴⁾ である。

ESG 投資の質の向上に、知識と経験のある職

員を増やすことは不可欠である。しかし、それ以上に重要なことは、ESG 投資が始まって日の浅いわが国においては、年金基金と資産運用会社の職員に対する ESG 教育が必要であると考えられる。そのためには、ESG 投資教育を行う機関が必要である。米国と英国の証券アナリスト協会 (CFA) は ESG 投資教育に力を入れている。英国証券アナリスト協会 (CFA UK) では既に ESG 投資資格試験 (the Certificate of ESG Investing) を実施している¹⁵⁾。わが国においても、ESG 投資の質の向上のため、日本証券アナリスト協会が ESG 投資教育に積極的に取り組むことを期待したい。

ESG 投資教育においては、本稿で繰り返し述べている、企業の持続的成長と長期投資による高いリターンの実現が、社会の持続可能性を高めるといふ、ESG 投資がもつ社会的意義の認識を高めることが重要であると考えられる。そして、この考えは、キリスト教の聖書の原理であるスチュワードシップを基盤とする「企業と社会の変革」という ESG 投資の投資哲学そのものであると考える。

このような投資哲学を醸成し浸透させるためには、ESG 投資教育の基礎となる ESG 投資のパフォーマンスに関する理論研究と実証研究も不可欠であると考えられる。また、ESG 投資のエンゲージメントによる企業行動と企業収益の向上に関する事例研究の蓄積も、ESG 投資の理解に有効であると考えられる。このように、ESG 投資教育の推進において、アカデミアの役割と責任は大きいといえる。

また、ESG 投資教育の必要性は ESG 投資家と企業経営者だけに限ったことではない。多くの国民が ESG リテラシーを身に付けることが望ましい。そのために、高校・大学で継続的な ESG 投資教育を実施し、ショートターミズムを排除

し、ESG投資の投資哲学を醸成することを提言したい。

5 おわりに

2015年9月以降、わが国のESG投資は著しい成長を遂げた。SSコードとCGコードを制定し、GPIFのUN-PRI署名という段取りで、わが国にESG投資を導入した政府の功績は大きい。その反面、政府が主導するまでESG投資に取り組まなかった機関投資家の姿勢に不安を感じる。一方、欧米のESG投資は、キリスト教倫理を基盤とする欧米社会から生れ発展し、企業と社会の変革という投資哲学を醸成した。

歴史の違いは変えられないものの、教育によりESG投資の投資哲学の醸成は可能であると考ええる。機関投資家に対するESG投資教育は喫緊の課題である。しかし、それ以上に長期的な視点で高校・大学におけるESG投資教育が重要であると考ええる。若い世代へのESG投資教育により、個人にESGリテラシーが身に付き、社会の持続可能性に対する意識が高まるであろう。筆者はESG投資教育がわが国のESG投資を推進するための最善策であると考ええる。

【注】

- 1) 本稿は拙著『社会的責任投資の投資哲学とパフォーマンス —ESG投資の本質を歴史からたどる—』同文館出版(2016年)を加筆したものである。
- 2) Global Sustainable Investment Association (GSIA)は2年毎に12月末のESG投資市場残高のデータを世界各国のNPO法人Sustainable Investment Forum (SIF)から入手・集計し、集計結果を翌々年第1四半期にGlobal Sustainable Investment Reviewとして公表している。
- 3) 三菱UFJリサーチ&コンサルティングの2017年末のユーロ対円相場表から電信仲値(TTM)133円94銭で換算した。(http://www.murc-kawasesouba.jp/fx/yearend/index.php?id=2017) (検索日2020年9月14日)。
- 4) SRI・ESG投資家が株主として、企業経営者に企業経営の改善を求めるエンゲージメントと、株主総会における議決権行使を合わせて株主行動という。
- 5) 2015年10月16日、NAPFはThe Pensions and Lifetime Saving Association (PLSA)に組織名を変更した。
- 6) 国連ウェブサイト参照した。(https://www.unpri.org/pri/what-are-the-principles-for-responsible-investment) (検索日2020年9月14日)。
- 7) EurosifウェブサイトのSRI Study, 2012, 2014, 2016, 2018による。(http://www.eurosif.org/research/) (検索日2020年9月14日)。
- 8) 英米のキリスト教教会が倫理的投資を行った目的とその根拠となる聖書の原理については小方(2016, pp.90-94)を参照。
- 9) 地方公務員共済組合連合会、労働金庫連合会、キッコーマン企業年金基金、セコム企業年金基金などがSRIを採用していた。
- 10) SSコードは2017年と2020年に改訂。
- 11) 一橋大学伊藤邦雄教授を座長とした、経済産業省の「『持続的成長への競争力とインセンティブ～企業と投資家の望ましい関係構築～』プロジェクト」の通称。
- 12) CGコードは2018年度に改訂。
- 13) GPIFウェブサイトによる。(https://www.gpif.go.jp/about/organization.html) (検索日2020年9月15日)。
- 14) CalPERS for California Annual Report 2017による。(https://www.Pacificcommunityventures.org/wpcontent/uploads/sites/6/2017/06/CalPERS-for-California_2016-2.pdf) (検索日2020年9月15日)。

15)英国CFA協会のウェブサイトによる。(https://www.cfauk.org/about-the-esg-certificate-in-investing#gsc.tab=0)(検索日 2020年9月14日)。

【参考文献】

小方信幸 (2016) 『社会的責任投資の投資哲学とパフォーマンス —ESG投資の本質を歴史からたどる』 同文館出版

小崎亜依子・竹林正人 (2011) 「国内外におけるESG投資の現状と考察」『証券アナリストジャーナル』49 (5)、pp.8-18.

Kreander, N., D. Molyneaux and K. McPhail (2003), “An Immanent Critique of UK Church Ethical Investment,” *Department of Accounting & Finance, University of Glasgow Working Paper Series*, January, pp.1-36.

Sparkes, R (2002) , *Socially Responsible Investment: A Global Revolution*, Chichester, UK, John Wiley & Sons.

Wesley, J. (1760) , “The Use of Money”, *the standard sermons of John Wesley*, pp.309-327, published in 1961, London UK, Epworth Press.

おがた のぶゆき

1977年慶應義塾大学経済学部卒業、2015年青山学院大学大学院国際マネジメント研究科博士後期課程修了、博士(経営管理)。

大学卒業後、住友銀行(現・三井住友銀行)、モルガン銀行東京支店(J.P.モルガン)、東京放送(現・TBSテレビ)勤務などを経て、2015年4月帝京平成大学教授。2019年4月より現職。

金融SDGs研究会代表/理事、日本経営倫理学会副会長兼ESG投資・SDGs研究部会長。

【著書・論文】

『バックキャスト思考とSDGs/ESG投資』(共著)同文館出版、2019年

『ガバナンス革命の新たなロードマップ』(共著)東洋経済新報社、2017年

『社会的責任投資の投資哲学とパフォーマンス — ESG投資の本質を歴史からたどる—』(単著)同文館出版、2016年

『社会的責任投資(SRI)ファンド採用銘柄のパフォーマンス —SRIスクリーニングの有効性—』『証券アナリストジャーナル』Vol.51 No.8(単著)査読付、2013年
